

長野県新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（設備等整備事業）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第47号、2保疾第214号）に定める補助金の交付の対象となる事業のうち、新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（設備等整備事業）の実施にあたり必要な事項について定めるものとする。

（事業内容）

第2 新型コロナウイルス感染症対応医療機器等整備事業（設備等整備事業）の対象となる事業内容は、次の各号のとおりとする。

（1）厚生労働省補助事業

（ア）帰国者・接触者外来等向け

ア 実施者

帰国者・接触者外来等の開設者等

イ 内容

帰国者・接触者外来等の設備整備を支援する。

ウ 整備対象設備等

- ① 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有するものに限る。）等及び付帯する備品の購入及び借入れ
- ② HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ
- ③ HEPAフィルター付きパーテーションの購入及び借入れ
- ④ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）の購入
- ⑤ 簡易ベッドの購入及び借入れ

（イ）高度医療機関向け

ア 実施者

重症化して集中治療が必要な新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関（以下「高度医療機関」という。）の開設者

イ 内容

高度医療機関の設備整備及び施設整備

ウ 整備対象設備等

- ① 人工呼吸器及び付帯する備品の購入及び借入れ
- ② 体外式膜型人工肺及び付帯する備品の購入及び借入れ
- ③ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）の購入

（ウ）入院協力医療機関向け

ア 実施者

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる感染症指定医療機関以外の医療機関及び感染症指定医療機関であって感染症指定病床以外の病床で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関のうち高度医療機関以外のもの（以下「入院協力医療機関」という。）の開設者

イ 内容

入院協力医療機関の設備整備及び施設整備

ウ 整備対象設備等

- ① 簡易病室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有するものに限る）等及び付帯する備品の購入及び借入れ
- ② 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）の購入
- ③ 簡易陰圧装置の購入及び借入れ

(2) 長野県単独事業

(ア) 高度医療機関向け

ア 実施者

高度医療機関の開設者

イ 内容

高度医療機関の設備整備及び施設整備

ウ 整備対象設備等

① 臨時病室等の改修に係る経費

② 知事が必要と認めた備品及び消耗品の購入及び借入れ（但し厚生労働省補助事業の対象となる備品及び消耗品を除く）

(イ) 入院協力医療機関向け

ア 実施者

入院協力医療機関の開設者

イ 内容

入院協力医療機関の設備整備及び施設整備

ウ 整備対象設備等

① 臨時病室等の改修に係る経費

② 知事が必要と認めた備品及び消耗品の購入及び借入れ（但し厚生労働省補助事業の対象となる備品及び消耗品を除く）

(ウ) 専用病棟向け

ア 実施者

専用の病棟を設け新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関として知事が協力を依頼した医療機関（以下「専用病棟」という。）の開設者

イ 内容

専用病棟の設備整備

ウ 整備対象設備

医療用パーティションその他知事が必要と認めた備品及び消耗品の購入及び借入れ

(補助対象経費等)

第3 補助金の基準額、補助対象経費及び補助率等は、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱（令和2年5月22日付け2医第66号、2医看第47号、2保疾第214号）に定めのあるとおりとする。

附 則（令和2年5月28日2医第73号、2保疾第241号）

この要領は、令和2年度の事業から適用する。